

競争参加資格審査 申請要領

(令和5・6年)

(測量・建設コンサルタント等)

日本中央競馬会 施設部

目 次

第1 申請の手順

1. 1 申請受付期間
1. 2 申請方法
1. 3 書類郵送提出の際の送付先
1. 4 資格認定の通知
1. 5 競争参加資格の有効期間
1. 6 申請に際しての注意事項

第2 電子申請要領

2. 1 日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム入力内容および操作方法
2. 2 問合せ先
2. 3 経営状況
2. 4 測量等実績高
2. 5 有資格者数
2. 6 登録を受けている事業
2. 7 営業所情報一覧表
2. 8 測量等実績調書
2. 9 技術者経歴書
2. 10 添付書類
2. 11 外国事業者が申請する場合の留意点

第3 書面申請要領

3. 1 提出書類
3. 2 注意事項・問合せ先
3. 3 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1）
3. 4 測量等実績調書（様式2）
3. 5 技術者経歴書（様式3）
3. 6 営業所一覧表（様式4）

- 3. 7 提出書類に関する補足説明
- 3. 8 外国事業者が申請する場合の提出書類等

第1 申請の手順

測量・建設コンサルタント等業者で、本会における令和5年度及び令和6年度の競争契約に参加するためには、本会が行う競争参加資格の審査を受けていただき、資格を認定される必要があります。

審査を希望する方は、この要領を熟読のうえ、原則としてインターネットを利用して本会ホームページ内「日本中央競馬会競争入札参加申請受付システム」を使用して申請（以下、「電子申請」という）してください。

なお、令和3年度及び令和4年度の登録がある測量・建設コンサルタント等業者が引き続き資格を得ようとする場合についても、この要領を熟読のうえ、原則として電子申請を行ってください。別途更新対象者あてに郵送しております「令和5・6年度競争参加資格審査申請について」及び「令和5・6年度競争参加資格の更新申請電子化のご案内（測量・建設コンサルタント等業者）」も併せて確認してください。

1. 1 申請受付期間

令和5年初からの資格の付与を希望する方の受付期間は、令和4年9月1日（木）から同年10月14日（金）までとします。

なお、当該期間後においても随時申請を受付けますが、その場合、審査の都合上、令和5年初からの資格付与が間に合わないことがありますので、年初からの付与を希望する方は上記受付期間を厳守して下さい。

1. 2 申請方法

インターネット経由（下記アドレス）で「日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム」にアクセスし、予備登録を行ったうえで、必要事項を入力し、必要書類をPDFまたはJPEG形式でアップロードして送信してください。

送信完了後に担当者あて「申請受付完了通知メール」を送信します。

日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システムのアドレス

<https://jra.efftis.jp/crs/ep-application/AppVenLogin.do?methodName=execVenLogin>

書面による申請（以下、「書面申請」という。）は、インターネット環境を利用できない方、もしくはスキャン機能がある機器を有しておらず、添付書類のデータ化ができない等の理由から添付書類のデータ提出ができない方に限ります。

これらの場合、下記送付先まで郵送により提出してください。受付期間内必着です（書留不可）。受付確認ご希望の方は、官製ハガキ（返信宛名を記載したもの）を同封してください。なお、書面申請の場合、電子申請より審査に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

1. 3 書類郵送提出の際の送付先

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日本中央競馬会 施設部 施設総務課

1. 4 資格認定の通知

申請書類を審査した結果、資格が認定された方には「競争参加資格審査申請登録通知書」を送付します。
発送は令和4年12月下旬頃を予定しています。

1. 5 競争参加資格の有効期間

今回、令和4年10月14日までに申請をし、有資格者となった方の有効期間は 令和5年1月1日から令和6年12月31日 までの 2年間 です（随時申請をされた方の有効期間は、資格付与の日から令和6年12月31日まで）。
なお、何らかの理由により令和5年1月1日までに通知を送付できない場合は、通知が届いた日から有効となります。

1. 6 申請に際しての注意事項

(1) 有資格者としめない場合

次の各号に該当する場合は、原則として有資格者とはしません。

- ① 契約を締結する能力を有しない場合並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- ② 競争参加資格審査申請書及び審査に必要な書類について故意に虚偽の記載をした場合、またはこれを行った者を代理人、支配人、その他使用人として使用する場合
- ③ 暴力団等の反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。)と関与する者。

(2) 有資格者としめないことがある場合

次の各号に該当すると認められる者は、その事実があった後、3年以内の期間において登録できない場合があります。

- ① 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) 資格を取り消す場合

今回の申請によって有資格者となった後、(2)の各事項に該当すると認められるときは資格を取り消すことがあります。

第2 電子申請要領

2. 1 日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム入力内容および操作方法

日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システムの操作方法是以下のアドレスにアクセスし、申請マニュアルをご参照ください。

<https://jra.efftis.jp/crs/ep-application/AppVenLogin.do?methodName=execVenLogin>

2. 2 問合せ先

この要領および申請マニュアルを熟読してもなお入力方法等が不明な場合は、下記までお問合せ下さい。なお、受付期間はお問合せが集中することが予想されますので、「**簡潔明瞭**」に「**まとめて**」ご質問いただくようお願いいたします。

日本中央競馬会 施設部 施設総務課

メールアドレス touroku-koji@jra.go.jp

電話番号：03-3591-5251（メールでの問合せにご協力ください）

受付時間 水～金曜日（祝日除く）の午前10時～午後4時まで（正午～午後1時除く）

なお、**よくある質問**については、**JRAホームページにも掲載**（随時更新）しますので、併せてご覧下さい。

※ホームページアドレス <https://company.jra.jp/etc/etc01/02/index.html>

2. 3 経営状況

(1) 「自己資本額」の各欄については、次により記載して下さい。

- ア. 「払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「準備金、積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。
- イ. 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については、基準日直前の決算により記載する。また、外資系企業の場合には、「払込資本金」の合計欄の下部（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

(2) 「損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。

- (3) 「貸借対照表」の「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- (4) 「常勤職員の数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。「役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。

2. 4 測量等実績高

「測量等実績高」の各欄については、次により記載して下さい。

- ア. 本会が設定した下記の業種区分に対応した競争への参加を希望する業種に金額を入力すること。(希望する業種の金額が0円の場合は登録できません。)

業 種 区 分	必 要 な 資 格
測 量	測量法による測量士または測量士補の登録を受けていること。
地 質 調 査 業 務	技術士法による登録を受けているか、または地質調査業協会の登録を受けていること。
建築関係コンサルタント	建築士法による一級建築士または二級建築士の免許を受けているか、技術士法による登録を受けていること。又は、コンサルタント業者として既に本会における元請業者としての実績を有すること。
土木関係コンサルタント	
設備関係コンサルタント	

※上記の資格の他、国の「建設コンサルタント・地質調査業者登録」をもってこれに代えることができる。その際、登録できる業種はこれにより認められたもののみとする。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	8	農業土木	15	土質及び基礎
2	港湾及び空港	9	森林土木	16	鋼構造及びコンクリート
3	電力土木	10	水産土木	17	トンネル
4	道 路	11	廃棄物	18	施工計画、施工設備及び積算
5	鉄 道	12	造 園	19	建設環境
6	上下水道及び工業用水道	13	都市計画及び地方計画	20	機 械
7	下水道	14	地 質	21	電気電子

なお、上記「建設コンサルタント登録業者の登録部門」においては、対応する業種を別表①のとおり区分する。

別表①

登録部門(番号)	業 種
16、※18、※19	建築関係コンサルタント
1～15、17、※18、※19	土木関係コンサルタント
※18、20、21	設備関係コンサルタント

(※のついた登録部門は、各業種に対応した実績高を入力すること。)

<参考>建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・設備関係コンサルタントの業務内容について

建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・設備関係コンサルタントの業務内容は、下表工事に関する設計業務・監理業務等です。

※下記の業務内容は一例です。

※工事の内容によって業種区分が変更となる場合がありますので、あくまで目安としてご覧ください。

【建築関係コンサルタント】	建築一式工事・鋼構造物工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事
【土木関係コンサルタント】	土木一式工事・ほ装工事・しゅんせつ工事・造園工事・さく井工事・水道施設工事
【設備関係コンサルタント】	電気工事・管工事・機械器具設置工事・電気通信工事・消防施設工事

イ。「直前2年度分決算」、「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄は、当該

左右欄のうち右欄のみに記載する。)。なお、「直前1年度分決算」とは基準日（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日）直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。（金額は千円未満切捨）

2. 5 有資格者数

「有資格者数」欄については、当該職員数を入力して下さい。「一級建築士・建築設備士」及び「二級建築士・建築積算資格者」欄には、それぞれの有資格者の合計人数を入力する。

2. 6 登録を受けている事業

「登録を受けている事業」欄については、以下の区分によりそれぞれ該当する場合に記載して下さい。

- ①測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。
- ②建築士事務所 建築士法（昭和27年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
- ③建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
- ④地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。

2. 7 営業所情報一覧

(1) 登録する支店・営業所等の長は、社内的に契約権限を代表者から委任されていることが必要です。支店・営業所等を複数展開していたとしても、契約権限のない支店・営業所等は登録できません。

※契約権限の委任に関する委任状等の提出は不要です。

(2) 同一の市町村（政令指定都市にあつては行政区）及び東京23区について、本支店・営業所等を含めて一つの事業所のみ登録できます。同一市町村（政令指定都市にあつては行政区）・東京23区に複数の本支店・営業所等の申請をされた場合、本会側で任意の1事業所のみ登録しますので、ご了承下さい。

例) (ア) 本店 東京都 港区 新橋

(イ) 支店① 東京都 港区 六本木

(ウ) 支店② 東京都 府中市 ⇒ 本店、支店② の2事業所のみ登録可能

2. 8 測量等実績調書

- (1) 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延床面積等を記載すること。
- (2) 「測量等実績調書」もしくは「建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写し（基準日以前の2年分）」をアップロードする場合は、入力を省略できます。

2. 9 技術者経歴書

- (1) 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法令による免許又は技術、もしくは技能の検定を受けたものを記載して下さい。
- (2) 「実務経歴」の欄には、直前3年間について最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載して下さい。
- (3) 「技術者経歴書」もしくは「建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写し（基準日以前の2年分）」をアップロードする場合は、入力を省略できます。

2. 10 添付書類

添付書類については以下に記載の書類をご用意ください。なお、添付ファイルをアップロードする際は各ページをPDFまたはJPEG化して添付してください。複数ページにわたる書類は全ページを1つのファイルにまとめてください。

※アップロードまたは郵送された書類は返却出来ません。

※入力された申請内容およびアップロード（または郵送）提出された書類は適切な情報セキュリティ対策を施し本会内で本目的にのみ利用致します。

(1) 登記簿謄本又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等〔商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。〕の謄本をいい、法人がアップロードして下さい。また、身元証明書とは、申請者が契約を締結する能力を有しない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことについての証明書（申請者の住所を管轄する市区町村が発行する身分証明書他）をいい、個人がアップロードして下さい。ただし、証明書等の発行日は、申請日より3か月以内のものとしします。

(2) 委任状（代理人が代理申請する方のみ）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成しアップロードして下さい。

(3) 登録証明書等

2. 6「登録を受けている事業」の①から④までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。
なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出の必要はありません。

(4) 財務諸表類

申請者から自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいいます。

(5) 測量等実績調書

測量等実績調書入力項目と同内容の場合に限り、入力を省略して添付ファイルをアップロードすることを認めます。

(6) 技術者経歴書

技術者経歴書入力項目と同内容の場合に限り、入力を省略して添付ファイルをアップロードすることを認めます。

(7) 現況報告書

建設コンサルタント登録規定第7条、地質調査業者登録規定第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の写しをアップロードした者であつて、競争参加資格希望業種が各登録規定に定める登録部門の範囲内である場合には、(1)、(3)～(6)の添付書類のアップロードを省略することができます。

2. 11 外国事業者が申請する場合の留意点

- (1) 日本国内に事業所がある場合、当該事業所を本社・代表者情報として記入してください。
- (2) 日本国内に事業所がない場合、本社・代表者情報欄において郵便番号を105-0003と入力し、都道府県及び市区町村を東京都港区にプルダウンで選択したうえで本社（店）所在地・商号又は名称・代表者役職名・代表者氏名を正確に入力のうえ、本社（店）電話番号・本社（店）FAX番号は国番号を除いた番号を入力してください。なお国内に連絡先がある場合は担当者情報欄に入力してください。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記または添付して下さい。
- (4) 申請書の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載して下さい。

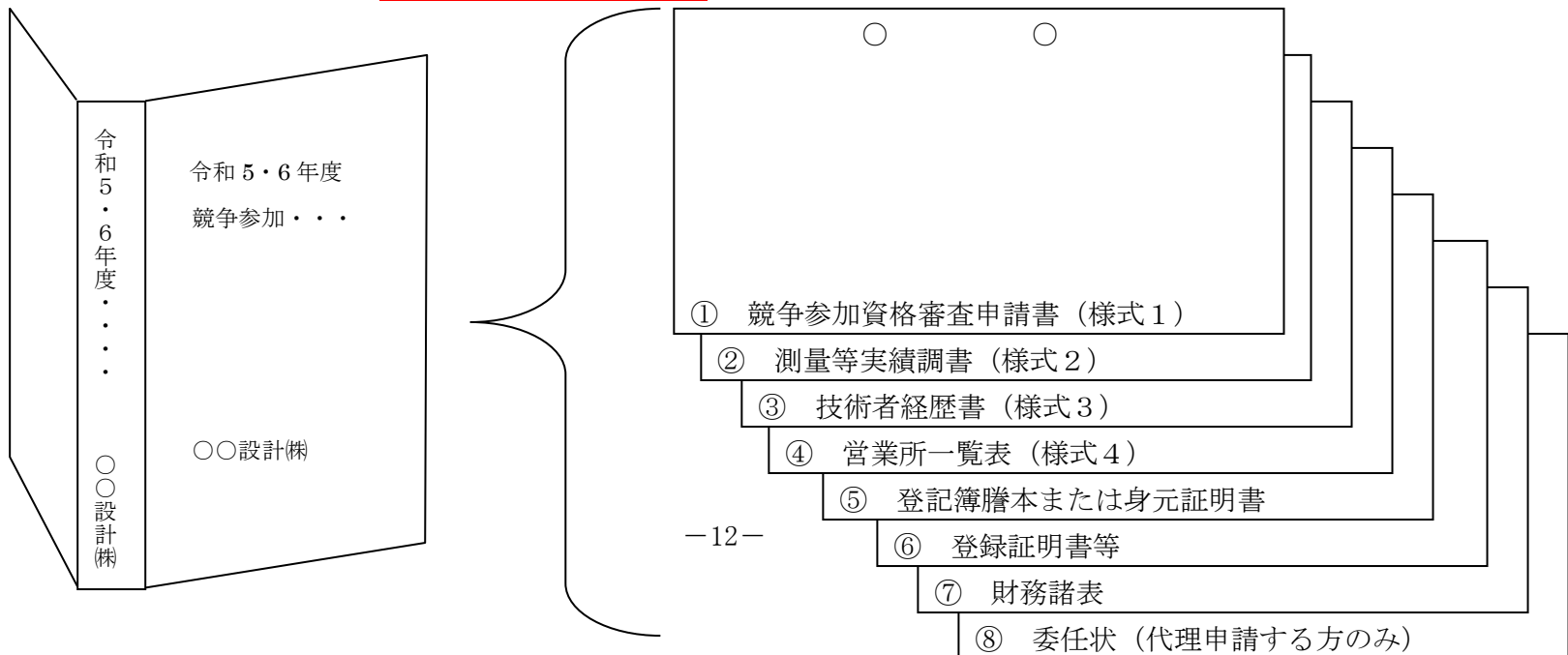
第3 書面申請要領

3.1 提出書類

書面申請はインターネットを使用できる環境がない方、もしくは添付書類をアップロード提出できない方の添付書類のみの郵送提出に限ります。なお書面申請の場合、インターネット経由により申請した場合より審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。 提出書類は下記書類を下記の表示番号順にA4-Sフラットファイル（色不問）にとじ込み、表紙と背表紙に「令和5・6年度競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」と「会社名」を記入して提出して下さい。

- ① 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1）
- ② 測量等実績調書（様式2）
- ③ 技術者経歴書（様式3）
- ④ 営業所一覧表（様式4）
- ⑤ 登記簿謄本（法人の場合）または身元証明書（個人の場合）
- ⑥ 登録証明書等
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ （代理人が代理申請する方のみ）委任状

※ 「現況報告書」（基準日（申請直前の営業年度終了日）以前の2年分）の写しの添付がある場合は、②、③、⑤～⑦の書類の添付を省略できます。なお、④は必ず提出して下さい。（「現況報告書」の提出をもっても添付の省略はできません。）



- (8) 「15 建設コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印をして下さい。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	8	農業土木	15	土質及び基礎
2	港湾及び空港	9	森林土木	16	鋼構造及びコンクリート
3	電力土木	10	水産土木	17	トンネル
4	道 路	11	廃棄物	18	施工計画、施工設備及び積算
5	鉄 道	12	造 園	19	建設環境
6	上下水道及び工業用水道	13	都市計画及び地方計画	20	機 械
7	下水道	14	地 質	21	電気電子

- (9) 「16 測量等実績高」の各欄については、次により記載して下さい。

ア. 「①競争参加資格希望業種区分」欄のうち、本会が設定した下記の業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）に イ. 以下の金額を記載すること。(希望する業種の金額が0円の場合は登録できません。)

業 種 区 分	必 要 な 資 格
測 量	測量法による測量士または測量士補の登録を受けていること。
地 質 調 査 業 務	技術士法による登録を受けているか、または地質調査業協会の登録を受けていること。
建築関係コンサルタント	建築士法による一級建築士または二級建築士の免許を受けているか、技術士法による登録を受けていること。又は、コンサルタント業者として既に本会における元請業者としての実績を有すること。
土木関係コンサルタント	
設備関係コンサルタント	

※上記の資格の他、国の「建設コンサルタント・地質調査業者登録」をもってこれに代えることができる。その際、登録できる業種はこれにより認められたもののみとする。

なお、上記「15 建設コンサルタント登録業者の登録部門」においては、対応する業種を別表①のとおり区分する。

別表①

登録部門(番号)	業 種
16、※18、※19	建築関係コンサルタント
1～15、17、※18、※19	土木関係コンサルタント
※18、20、21	設備関係コンサルタント

(※のついた登録部門は、各業種に対応した実績高を記載すること。)

<参考>建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・設備関係コンサルタントの業務内容について

建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・設備関係コンサルタントの業務内容は、下表工事に関する設計業務・監理業務等です。

※下記の業務内容は一例です。

※工事の内容によって業種区分が変更となる場合がありますので、あくまで目安としてご覧ください。

【建築関係コンサルタント】 建築一式工事・鋼構造物工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事

【土木関係コンサルタント】 土木一式工事・ほ装工事・しゅんせつ工事・造園工事・さく井工事・水道施設工事

【設備関係コンサルタント】 電気工事・管工事・機械器具設置工事・電気通信工事・消防施設工事

イ. 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。なお、「③直前1年度分決算」とは基準日（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日）直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。**（金額は千円未満切捨）**

(10) 「17 有資格者数」欄については、当該職員数を記載して下さい。

① 「一級建築士・建築設備士」及び「二級建築士・建築積算資格者」欄には、それぞれの有資格者の合計人数を記載。

② 「技術士・地質部門」欄には、情報工学部門及び応用理学部門における技術士も含めて、合計人数を記載。

(11) 「18 自己資本額」の各欄については、次により記載して下さい。

ア. 「①払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金、積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）をいう。

- イ. 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については、基準日直前の決算により記載する。また、外資系企業の場合には、「①払込資本金」の合計欄の下部（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。
- (12) 「19 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- (13) 「20 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- (14) 「21 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載して下さい。
- (15) 「22 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。
- (16) 「23 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付するとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載して下さい。なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (17) 「24 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載して下さい。
なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとします。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を明記して下さい。

3. 4 測量等実績調書（様式2）

- ①本表は、本会へ登録を希望する業種ごとに作成して下さい。
- ②本表は、基準決算日の直前2年間の完成業務・着手業務について記載して下さい。
- ③下請けについては、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載して下さい。
- ④「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延床面積等を記載すること。
- ⑤「請負代金の額」は、消費税を含まない金額を記載すること。
- ⑥記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長して下さい。
- ⑦建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受け

た現況報告書の副本の写し（基準日以前の2年分）を提出する場合は、様式2の書類の添付を省略できます。

3.5 技術者経歴書（様式3）

- ① 本表は、土木・建築もしくは設備等、職種の各別に作成して下さい。
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店もしくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載して下さい。
- ② 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法令による免許又は技術、もしくは技能の検定を受けたものを記載して下さい。
- ③ 「実務経歴」の欄には、直前3年間について最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載して下さい。
- ④ 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長して下さい。
- ⑤ 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写し（基準日以前の2年分）を提出する場合は、様式3の書類の添付を省略することができます。

3.6 営業所一覧（様式4）

- ① 「営業所名称」の欄には、本・支店もしくは営業所の名称を記載して下さい。その際、必ず、〇〇支店・〇〇営業所まで記載して下さい。また、（ ）内には連絡担当者名を記載して下さい。
- ② 「所在地」の欄には、本・支店もしくは営業所の所在地を上段から左詰めで記載して下さい。
- ③ 「電話・FAX番号」の欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載して下さい。
- ④ 現在の登録内容から修正・追加がある場合、該当箇所は赤字で記載して下さい。
- ⑤ 様式4の書類は必ず添付して下さい。 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた副本の写しの提出をもっても、**様式4の提出に代えることはできません。**
- ⑥ 登録する支店・営業所等の長は、社内的に契約権限を代表者から委任されていることが必要です。支店・営業所等を複数展開していたとしても、契約権限のない支店・営業所等は登録できません。
※契約権限の委任に関する委任状等の提出は不要です。
- ⑦ 同一の市町村（政令指定都市にあっては行政区）及び東京23区について、本支店・営業所等を含めて一つの事業所のみ登録できます。同一市町村（政令指定都市にあっては行政区）・東京23区に複数の本支店・営業所等の申請をされた場合、本会側で任意の1事業所のみ登録しますので、ご了承下さい。

例) (ア) 本店 東京都 港区 新橋

(イ) 支店① 東京都 港区 六本木

(ウ) 支店② 東京都 府中市 ⇒ 本店、支店② の2事業所のみ登録可能

3. 7 提出書類に関する補足説明

(1) 登記簿謄本又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等〔商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。〕の謄本をいい、法人が提出して下さい。また、身元証明書とは、申請者が契約を締結する能力を有しない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことについての証明書（申請者の住所を管轄する市区町村が発行する身分証明書他）をいい、個人が提出して下さい。ただし、証明書等の発行日は、申請日より3か月以内のものとしします。

(2) 登録証明書等

3-2 (7) の①から④までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出の必要はありません。

(3) 財務諸表類

申請者から自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいいます。

(4) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であつて、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(1)～(3)の提出書類の添付を省略することができます。

(5) 委任状（代理人が代理申請する方のみ）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成し提出して下さい。（正本を提出すること。）

(6) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しより代替することができます。

3. 8 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書（様式1）の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合は、その所在地を欄外に記載して下さい。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記または添付して下さい。
- (3) 申請書の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載して下さい。

記 入 例

様式 1 社名の頭文字をカタカナで記載 (用紙 A4)

01	1	新規	※02 受付番号	↓令和3・4年度にて登録済みの業者のみ記載	※04 申請者の規模
	②	更新		03 業者コード	
				9 9 9 9 9 9 9	

「1新規」か「2更新」のどちらかに記入すること

競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

05適格組合証明 令和 年 月 日 第 号

令和5・6年度において、貴会で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付資料の内容については事実と相違しないことを誓約します。

令和4年●月●日 申請書を郵送する発送日を記入
 日本中央競馬会 理事長 殿

更新業者(令和3・4年度に本会登録のある会社)はJRA登録番号(7桁)を記載する(新規業者は未記入)

官公需適格組合の場合は記入する

06 郵便番号 1 0 5 - 0 0 0 3

フリガナ トウキョウトミナトクニシシハシ

07 住所 東京都港区西新橋1-1-1

フリガナ ニホンチュウオウケイハセツケイ

08 商号又は名称 日本中央競馬設計(株)

フリガナ ケイハタロウ

09 代表者氏名(役職) 代表取締役社長 (氏名) 競馬太郎

フリガナ ヤマタ イチロウ

10 担当者氏名 山田 一郎

11 電話番号 0 3 - 3 5 9 1 - 5 2 5 1 12 FAX番号 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

(13 代理申請時使用欄) 申請代理人 郵便番号 行政書士が代理申請した場合に記入

13 申請代理人 申請代理人 住所 申請代理人 電話番号

14 登録等を受けている事業 申請代理人 氏名

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第●●●●●号	●年●月●日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質測量士	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

※受付番号

業者コード

15 建設コンサルタント登録業者の登録部門

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
河川・砂防・海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	水道及び工業用水道	下水道	農林土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子

＜「16 測量等実績高」の業務区分に記載する実績高について＞

建設・土木・設備の各コンサルタント業務は、以下の工事に関する設計業務・監理業務等です。記載する実績高は、下記の工事に則した金額を記載してください。
 【建築関係コンサルタント】建築一式工事・鋼構造物工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事
 【土木関係コンサルタント】土木一式工事・ほ装工事・しゅんせつ工事・造園工事・さく井工事・水道施設工事
 【設備関係コンサルタント】電気工事・管工事・機械器具設置工事・電気通信工事・消防施設工事

16	① 競争参加資格 希望業種区分	②直前2年度分決算		③直前1年度分決算		④ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)																			
		年 月から 年 月まで (千円)	2年4月から 3年3月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	3年4月から 4年3月まで (千円)																				
測量等実績高	測 量																								
	地質調査業務																								
	建築関係コンサルタント業務		8,000		12,000																1	0	0	0	0
	土木関係コンサルタント業務				2,000																				
	設備関係コンサルタント業務		5,000		5,000																				
	合 計		13,000		19,000																				

希望する業種にのみ、金額を記載
(実績が0円の業種には登録できない)

(注)「請負代金の額」は、消費税を含まない金額を記載すること。

(千円未満切捨)

17 有資格者数 (人)	一級建築士 建築設備士	二級建築士 建築積算資格者	一級土木施工 管理技士	二級土木施工 管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	土地家屋 調査士
		2		1						
	司法書士	技 術 士						第1種電気		第1種電送交
		建設部門	農業部門	林業部門	水道部門	電気電子部門	機械部門	地質部門	主任技術士	換主任技術士

※ 受付番号		業者コード	
--------	--	-------	--

営 業 所 一 覧 表

営業所名称	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号		
			市外局番	市内局番	番号
本社 (山田 一郎)	105-	東京都港区西新橋	03	3591	5251
	0003	1-1-1	03	3590	5250
大阪本社 (山田 二郎)	541-	大阪府大阪市北区梅田	06	6377	5635
	0000	1-1-9-10-50	06	6377	5650
神戸支店 (山田 三郎)	650-	兵庫県神戸市中央区栄町	078	392	8473
	0000	1-0-5	078	392	8440
北関東支店 (山田 四郎)	320-	栃木県宇都宮市鶴田町	028	647	0650
	0000	3-0-0-0-2-1	028	647	0677
新潟営業所 (山田 五郎)	950-	新潟県新潟市中央区東大通	025	259	3141
	0000	2-1-2-0	025	257	3101
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				

営業所名と担当者の氏名を記載
 ※契約権限のある事業所のみを記載(契約権限のない営業所は本会に登録できない)
 ※本会から発注される設計・監理業務を受注する意思のある営業所を記載すること

1市区町村につき1営業所のみ登録可能
 (例)本社と同じ住所の支店の登録は不可

提出申請書一式

(様式1) 競争参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)

(様式2) 測量等実績調書

(様式3) 技術者経歴書

(様式4) 営業所一覧表

01	1	新規
	2	更新

※02 受付番号																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↓令和3・4年度にて登録済みの業者のみ記載

03 業者コード																				
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※04 申請者の規模	
---------------	--

05 適格組 合証明	令和 年 月 日
	第 号

競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

令和5・6年度において、貴会で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付資料の内容については事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

日本中央競馬会 理事長 殿

06 郵便番号

フリガナ
07 住 所

フリガナ
08 商号又は名称

フリガナ
09 代表者氏名(役職) (氏名)

フリガナ
10 担当者氏名

11 電話番号

12 FAX番号

(13 代理申請時使用欄) 申請代理人 郵便番号

13 申請代理人 申請代理人 住 所

申請代理人 電話番号

14 登録等を受けている事業 申請代理人 氏 名

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質測量士	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

※受付番号

業者コード

15 建設コンサルタント登録業者の登録部門

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
河川・砂防 及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び 工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び 地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び コンクリート	トンネル	施工計画、施工 設備及び積算	建設環境	機械	電気電子

16 測 量 等 実 績 高	① 競争参加資格 希望業種区分	②直前2年度分決算		③直前1年度分決算		④ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)																
		年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)																	
	測 量																					
	地質調査業務																					
	建築関係コンサルタント業務																					
	土木関係コンサルタント業務																					
	設備関係コンサルタント業務																					
合 計																						

17 有 資 格 者 数 (人)	一級建築士 建築設備士	二級建築士 建築積算資格者	一級土木施工 管理技士	二級土木施工 管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	土地家屋 調査士
	司法書士	技 術 士							第1種電気 主任技術士	第1種電送交 換主任技術士
		建設部門	農業部門	林業部門	水道部門	電気電子部門	機械部門	地質部門		

※ 受付番号		業者コード	
--------	--	-------	--

(職種) _____

技術者経歴書

氏 名	法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験期間
	名 称	取得年月日		
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月

